

日本建築学会東北支部特別事業運営規定

平成5年7月26日制定

令和6年2月29日改正

第1条（規則）日本建築学会東北支部が実施する事業のうち2か年の会計年度にまたがる事業の円滑な執行を図るため、本運営規定を定める。

第2条（運用）本運営規定の対象事業は支部役員会で定める下記事業に適用する。

- 2 東北建築作品発表会、東北建築作品集
- 3 東北建築賞
- 4 建築教育文化事業
- 5 東北支部年報
- 6 その他

第3条（組織）特別事業単位毎に実行委員会を設置するものとする。

- 2 支部役員会は実行委員会の運営規定を定めるものとする。
- 3 実行委員会は常議員2名以上が参画するものとする。

第4条（委員会）運営委員会は支部役員会の承認を得て、次の業務を行う。

- 2 事業計画の立案
- 3 事業報告の実施

第5条（会計）会計は独立会計とし、特別事業年度毎に処理する。

- 2 支部役員会は特別事業年度毎に事業計画を了承する。
- 3 支部役員会は特別事業年度毎に監査を行う。

第6条（運営）委員会は委員長が招集する。

- 2 特別事業会計年度は開始月より12か月とする。